

役務の提供等の取扱いについて

令和6年2月 財政課

令和6年4月1日付で要綱改正を行うため、改正後は役務の提供等の取扱いが物品と統合されます。

ただし、令和6年4月1日から令和6年6月30日までは移行期間とし、従来通り財政課 契約管理グループにて申請書受付および変更届の受理を行います。

◎入札参加資格審査申請書の提出先

令和6年4月1日から令和6年4月30日まで	財政課 契約管理グループ
令和6年7月1日以降（随時受付）	財政課 物品グループ

※令和6年5月1日から6月30日までは申請書受付不可

◎入札参加資格審査申請変更届の提出先

令和6年6月30日まで	財政課 契約管理グループ
令和6年7月1日以降	財政課 物品グループ

◎次回定期受付および資格有効期間について

令和7年6月を予定しています。

そのため、令和5・6年度に申請された方の資格有効期間を3ヶ月延長することとします。また、資格有効期間は2年間としていましたが、3年間に変更します。

◎延長となる資格有効期間について

- ・令和5年4月に申請された方
令和5年7月1日から令和7年9月30日まで（2年3ヶ月）
- ・令和6年4月に申請された方
令和6年7月1日から令和7年9月30日まで（1年3ヶ月）